文

国際人権規約と部落差別の撤廃

友

永

俥

じめに

は

行が求められることとなる。した国内法の整備、行政施策の見直し、さらには裁判の進根幹を形成している。ということは、同規約の水準に照ら以後、「国際人権規約」は、憲法と並んで日本の国内法の三ヵ月後の九月二三日に同規約は日本に対して発効した。日本は「国際人権規約」を一九七九年六月に批准した。

見合った各方面での対応が求められている。四年を迎えようとしている今日、改めてこの規約の水準に規約に批准した意義がない。同規約の日本に対する発効一規約は批准した意義がない。これでは、日本が国際人権認識されているとはいえない。これでは、日本が国際人権はおども、このことは、立法、行政、司法関係者に十分

は大きい。

は大きい。

は大きい。

などが果たす役割をスメディアの関係者、さらには弁護士などが果たす役割撤廃と人権確立を求めている運動体や研究者、各級議員やその際、政府関係者はもとより、日本国内において差別

なっている。

なっている。

なっている。

なっている。

の規定にもとづき、この規約の当事国は、この規約を国内においてどのように実施しているかについて定期的に報告を提出することが義務づけられている。(批准直後は一件以内、その後は五年毎)そして、提出された報告書は、書を提出することが義務づけられている。(批准直後は一一八名の委員からなる「自由権規約」と略)の場合、第四〇条る国際規約(以下「自由権規約」と略)の場合、第四〇条の規定にもとづき、この規約の当事国は、この規約を国内の規定にもごうとが表別の場合、第四〇条の規定により、以下「自由権規約」と略)の場合、第四〇条の規定により、以下「自由権規約」と略)の場合、第四〇条の規定により、この場合により、このはより、この場合により、このはりは、このはより、このはより、このはより、このはより、このはより、このはより、このはより、このはより、このはより、このはより、この

考にされている。
(NGO)から送付された「カウンター・レポート」も参員独自の調査・研究によるものもあるが、関係の民間団体体的な質問が当該政府に対してなされている。その際、委二日間程度費して実施されており、各委員から、かなり具二自由権規約」委員会による審理は一カ国あたり、通常

な国もある。体(NGO)と話し合いの場を持っているオランダのようは、政府報告書が作成される過程で、関係する民間団また、政府報告書が作成される過程で、関係する民間団

て、当該国の人権状況が改善されている。 そして政府報告書が作成される 過程と その 審議を 通し

等を整備した。 また 精神障害者に関する 法律を 一部改正は、日本は女性差別撤廃条約に批准し男女雇用機会均等法とのような取り組みもあって、例えば一九八五年六月に

る問題点を指摘し、その改善を期待するものである。る日本政府の第三回報告書の内、主として部落問題に関すな働きかけによっても改善されてきていることがわかる。本稿は、以上の観点を踏まえて、「自由権規約」に関す本稿は、以上の観点を踏まえて、「自由権規約」に関する日本政府の第三回報告書の内、主として部落問題に関する日本政府の第三回報告書の内、主としているとのとなった。

三回に及ぶ政府報告書の比較

たところだけである。告されている箇所は、「自由権規約」の第二六条に関係しい。第三回政府報告書において、直接部落問題に言及して報

的に見れば、相当程度是正されてきている。一方、心理的同和関係者の住む地区とそれ以外の地域との格差は、平均の住む地区の生活実態の改善、向上が図られ、現在では、の住む地区の生活実態の改善、向上が図られ、現在では、以来、二〇年余りの間に三度にわたる特別措置法を制定す以来、二〇年余りの間に三度にわたる特別措置法を制定す以来、二〇年余りの間に三度にわたる特別措置法を制定すり。一次府は、同和問題は日本国憲法に保障された基本的人「政府は、同和問題は日本国憲法に保障された基本的人「政府は、相当程度是正されてきている。一方、心理的では、「政府は、同和問題は日本国憲法に保障された基本的人

差別事件は根絶されていない。着実な進展を見せているものの、結婚、就職等についての差別についてもその解消が進み、その成果は、全体的には

していく必要がある」
一个後とも創意工夫をこらし効果的かつ積極的な啓発を展開し、差別を生み出している心理的土壌を変えていくよう、したがって、人権尊重の立場で粘り強く啓発活動を展開

いえよう。 告書のそれと比較したときより、詳細に報告されているとお落問題に関するこの報告は、第一回、第二回の政府報

まなみに、第一回政府報告書では、部落問題に関する記でひんしゅくを買うこととなった。 でひんしゅくを買うこととなった。 でひんしゅくを買うこととなった。 でひんしゅくを買うこととなった。 でひんしゅくを買うこととなった。 でひんしゅくを買うこととなった。 でひんしゅくを買うこととなった。 でひんしゅくを買うこととなった。

そこで、第二回政府報告書では、「自由権規約」の第二

六条に関係して、次のようにふれられることとなった。

を図っている」 「また、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている同和地区住民の生活の安定、福祉の向上を講ずることにより、地区住民の生活の安定、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等を目的とする特別な事業措置の差別である。 「また、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向

告であると評価することができよう。日の問題点にも言及している点で、前回よりも前進した報なっている。さらに、その内容をみても、成果とともに今する報告と、今回のそれとを比較したとき倍以上の分量に先にもふれたように、この第二回報告書の部落問題に関

い。十分にしかふれられていない問題があるといわねばならなそみたとき、政府報告書では指摘されていない問題や、不落差別の実態、さらには部落問題解決にむけた日本の現状はれども、「自由権規約」の内容に照らして、今日の部

以下、それを具体的にみてみよう。

同和対策事業未実施地域の問題

なによりもまず問題となるのは、現行の地域改善対策特

実施されない部落を作り出している点だ。じ被差別部落でありながら事業が実施される部落と事業が施する対象地域を限定してしまっていることによって、同地対財特法」と略)が、法律の上で、同和対策事業を実定事業に係る国の財政上の 特別措置 に 関する 法律(以下定事業に係る国の財政上の

をいう」と規定されている。 特に必要と認められる…(中略)…事業で政令で定めるもの特に必要と認められる…(中略)…事業で政令で定めるものは必要と認められる…(中略)…事業で政令で定めるものないう) 第一条に規定する地域改善対策事業が実施されたという) 第一条に規定する地域改善対策事業が実施されたという) 第一条に規定する地域改善対策特別に必要と認められる…(中略)…事業で政令で定めるもの特に必要と認められる…(中略)…事業で政令で定めるもの特に必要と認められる。

一方、政府総務庁は、「旧地域改善法」第一条に規定する対象地域の当時の部落が存在し、三○○万人の部落民がいる」と○○カ所の部落が存在し、三○○万人の部落民がいる」と○○カ所の部落が存在し、三○○万人の部落民がいる」と一方、政府総務庁は、「旧地域改善法」第一条に規定す

落台帳』が元になって、一九七五年一一月以降、重大な問の報告がなされている。そして、この時に作成された『部によれば、全回に五、三六五カ所の部落が存在しているとまた、一九三五年中央融和事業協会が実施した実態調査

のである。(g)のである。(g)のである。(g)のである。

域から排除されているという重大な問題がある。○○○ののであり、「地対財特法」によって事業の対象地への力所、五、三六五部落ということからみれば、およそ七六、○○の部落ということからみれば、およそ一、四○

することを約束する」と規定されている。

の出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もいいまるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言味約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の周知のように「自由権規約」の第二条第一項には「この周知のように「自由権規約」の第二条第一項には「この

る。

は、第二六条では「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受いる権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見を他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等の保護を受いるで、第二六条では「すべての者は、法律の前に平等さらに、第二六条では「すべての者は、法律の前に平等

た、日本国憲法においても第一四条一項では「すべて

的身分又は門地により、 国民は、法の下に平等であつて、 おいて、差別されない」とうたわれている。 政治的、経済的又は社会的関係に 人種、信条、性別、社会

は日本国憲法第一四条違反といわねばならない。 も及ぶ部落を法律の上であらかじめ排除していることは、 「自由権規約」の第二条第一項ならびに第二六条、 同じ被差別部落でありながら、およそ一、〇〇〇カ所に さらに

されてはいない。 域の正確な数の確認、さらにはその全面的な実態調査はな 残念ながら、政府はもとより民間団体においても、 ○○○カ所にも及ぶと推定される同和事業未実施地 およ

ることは明らかである。(**) 「同和対策事業の実施を必要としていることは明らかである。 いる。 がある。これを見れば少なからざる部落が極めて劣悪な実 所によって明らかにされた『桐生市被差別部落実態』など 『放置された一○○○部落』や写真集『いのち 愛 .る。例えば、朝日新聞の北孔介記者によって 書 か れ たけれども、部分的には、その実態が明らかにされてきて 部落差別は、 いま 2』さらには、東日本部落解放研究 人権

日新潟地裁で、「およそ 『歴史的社会的理由 により 生活 環境等の安定向上が阻害されている地域』にあって現に要 なお、この問題を解決していく上で一九八八年一月二六

> おこう。 当でない」などとした判決が出されていることも紹介して当でない」などとした判決が出されていることも紹介して 形式的理由により、その実施を拒否することは明らかに正 綱の定める要件を満している者に対しては、当然対策事業 が実施されるべきであり、地区指定がなされていないとの

重大な欠陥が改められるべきだ。 なっているが、その法律では少なくとも、 迎え、四月以降なんらかの「法律」が制定される見通しと 現行の「地対財特法」が一九九二年三月末で期限切れを 以上に指摘した

調査が実施される必要がある。 さらに、この際、同和対策事業未実施地域の正確な実態

生活、 教育、 労働面等でも 格差

てふれてみよう。 に、同和対策事業が実施されてきた地域の実態につい

和関係者の住む地区とそれ以外の地域との格差は、平均的 告書では、 に見れば、 との点に関して、先にも紹介したように、

今回の政府報 相当程度是正されてきている」と報告されてい 「その結果、生活環境の改善を始めとして、 同

確かに、 一九六九年以降、三度にわたる「特別措置法」

実態は、住環境面の改善を中心に一定程度進展してきたと とは事実である。 の施行と、それにもとづく施策の実施により、部落差別 の

産業や仕事面での実態は、 水準に合わないという問題がある。さらに、生活や教育、ているし、初期に実施された事業が老朽化したり、現在の いわねばならない。 けれども、住環境面での改善とて相当の事業量が残され まだかなり深刻な実態にあると さらに、生活や教育、

例えば、生活保護受給率を見ると表1にあるように一九

七一年と七五年、さらには八五年と比較した場合、若干の 6.0 6.3 5.7 平均と比べて実に六倍もの高 ける生活保護受給率は、全国 変動はあるものの、 い比率を示している。 部落にお

る。(注)おいという問題があれば、 多く、逆に高等教育卒業者が 等教育しか受けていない して不就学・小学校中退か初 ると、部落では、全国と比較 構成(一五歳以上人口)をみ 次に教育問題に関して学歴 人が

> 非識字の実態は部落差別の深刻さを象徴している。 答をしているが、その中で、以上に紹介した部落における うに日本政府は、一九六四年にユネスコの調査 に 対 して ている人はおよそ二〇パーセントとなっている。 周知のよ となっている。同様に、なんらかの形で、書くことに困っ じている人は一五歳以上人口の中でおよそ一五パーセント める」を合わせて、なんらかの形で読むことに不自由を感 合、「全く読めない」「カナなら読める」「漢字も少しは読 「日本では、識字の問題は完全に解決ずみである」との回 読み書き能力に関する 実態を みると、 部落の場

降数ポイントの格差は開いたままである。これに、 ント程度の格差が開いている。 ある中途退学の状況を加味すると、今日でもなお│○ポイ のそれは、全国平均に接近しているものの、一九七五年以 また、高校進学の状況をみても、表2にあるとおり部落 表3に

明確な格差が存在しているといわねばならない。 とおり、今日でも全国平均の六割程度にとどまっており、 さらに、大学・短期大学の進学率をみると、表4にある

に勤務する労働者が多く、大企業に勤務する労働者は少な ①常雇いが少なく、不安定雇用の比率が高い、 次に仕事の問題であるが、部落の労働者の特徴として、 ③管理職層やホワイトカラー 層は少なく、 ②零細企業 いわゆるブ

全国(A) 倍 率 部落(B) 年 0/00 0/00 (B)/(A) 1971 12.6 75.7 1975 12.1 76.0 1985 11.8 67.7

生活保護受給率の比較 (厚生省調べ)

上げは、他の農家と比較して半分程度にとどまっている。(セン)悪いという問題を抱えている。その結果、農業による売り を保有していたとしても、が、農地を保有していない 他の農家と比較して半分程度にとどまってい ない部落も少なくな 面積が狭く、 日当りや水はけが たとえ農地

置に

特定の事項におい

て、

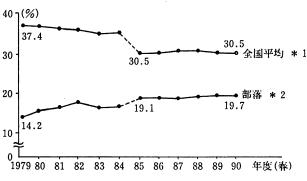
当分の

間

当該住民集団 そのような措

させるための特別の措置をとるべきである。

表 4 大学・短大進学率



- *1…全国平均は文部省学校基本統計による。 (注)
 - *2…部落の解放奨学金受給者のみ対象。
 - **…1985(S60)年より、現役進学率。

れ又は害されているような国家は、そのような条件を解消 諸条件により、それらの者が人権を享有することを妨げら とを指摘したい。 極的措置 (affirmative action) をとることを求めているこ ることを助長する諸条件を減少させ又は撤廃するために積 して規約が禁止する差別の原因となり又は差別を永続化す を以下に紹介しておこう。 約」委員会が採択した一般的な性格を有する意見18 ている。
由化が叫ばれる中で廃業に追いとまれている企業が増加 求められていることは明らかだ。 の実態が改善されるために「平等のかつ効果的な保護」が 「自由権規約」第二六条の後段で指摘されている、 なお、 以上に紹介した今日の部落差別の実態の一端をみても、 「委員会は、また、平等の原則が、 収入も少なく、 「平等のかつ効果的な保護」 食肉や皮革などの伝統的な産業についても自 例えば、住民の一部にみられる一般的な 後継者も いない という 問題があ を有する意見187の10」に関して「自由権規 時として当事国に対 これら

れている「生業」とでも呼ぶべきものが大半で、 部落の産業についても、 個人や家族労働によっ 労働時間 て支えら

表 2 高校進学率

割程度にとどまってい

とどまっている。 (当) 部落の労働者の収入は全国平均と比較

たとき七

さらに、

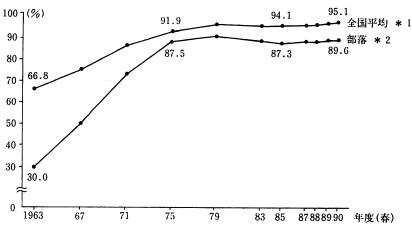
全国の部落の八割は 農村地帯に 散在して いる

の

結果、

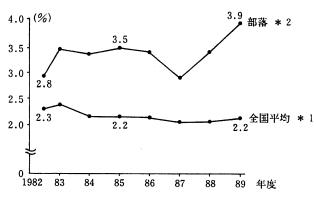
カラー

層の職種に集中しているという実態がある。



- *1…全国平均は文部省学校基本統計による。
 - * 2…部落のすべての子どもを対象。

表 3 高校中退率



(注) *1…全国平均は文部省学校基本統計による。 *2…部落の解放奨学金受給者のみ対象。

78

悪質な差別事件も野放

一つは、犹豫をリチャッ実態と「自由権規約」との関係についてふれておこう。実態と「自由権規約」との関係についてふれておこう。 次に第三回政府報告書でも「結婚、就職等についての差

る」と公言するという事件が生起している。また、一九八同和地区出身者と在日朝鮮人は採用しない方針を持ってい 用規定を持っていたことが発覚している。(ロン)してからでは手遅れであり、予防すること」などとした採 資料①にあるように「部落出身者は絶対採用しない。採用 九年四月、東京に本社のあるブルーチップスタンプ社が、 エスの工場責任者が同企業を訪問した高校教諭に「当社は 0 一つは、就職差別事件であるが、今日なおも跡を断たな 例えば、一九八五年二月、大阪府東大阪市にあるサン

[の一角」にすぎない。日本には、とのような就職差別事とれらの事件は陰然と行われている就職差別事件の「氷

約にも入っていない。 件を明確に直接禁止した法律は存在していな ちなみに、日本は就職差別を禁止したILO一一一号条

ふれておこう。 次に、プライバシーの侵害に関する最近の実態について

件が発覚した。 名目で戸籍謄本をとり、 行政書士)が、大阪の興信所の求めに応じて職務上請求の 一九九〇年九月、東京の行政書士と社会保険労務士(兼 ファックスで大量に送っていた事

恵子調査室」と判明。ところが、同興信所は入手した戸籍 謄本を、さらに大手興信所である「株式会社大調」(本社 信所は、大阪に事務所をもつ「JR日本調査サービス会田 ・大阪市)に転売していた事実が明らかになっている。 二人の行政書士に戸籍謄本の不正入手を依頼していた興

横流ししていたことが発覚している。 とのできる戸籍謄本請求用紙三○○枚を二年間にわたって 内の興信所に対して、行政書士だけが業務に関して使うこ さらに、同年一一月、佐賀県佐賀市でも行政書士が同市

さを示している。 に業務停止の処分を受けたばかりで、 弁護士二人が専用の請求用紙を興信所に渡し、 戸籍謄本請求用紙問題では、一九八九年九月、福岡市の との種の問題の根深 九〇年九月

月以降、ゆるやかな形で戸籍の公開制限という措置が講じ れらの措置が不充分であることを示している。 られてきているが、今回明るみになった一連の事件は、 別調査に悪用されてきた歴史がある。そとで一九七六年三 る。そのため従来から、これが結婚や採用に際して部落差 関係した事項も記載されているし、本籍地も明記されてい 周知のように、戸籍謄本には本人のみならず家族関係に ح

る。(ホン)できなくするといった抜本的な方策の導入が求められていできなくするといった抜本的な方策の導入が求められてい の入手を明確に禁止すると ともに、 当事者の 同意を 得る 従って、部落差別の助長・拡大に通じるような戸籍謄本 少なくとも当事者の知る状態でしか、戸籍謄本を入手

の第一七条では、以下のように規定している。 なお、プライバシーの法的保護に関して、「自由権規約」

して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対 用を不法に攻撃されない。

(学) 差別事件の最後に、 2 護を受ける権利を有する。 すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保 パケット通信差別事件を紹介してお

との事件は一九八九年五月、宮崎県で同和教育に携わる

とう

髙校の教諭によって発見された。

われている。 パケット通信とはパソコンとアマチュア無線を使って行 る通信で、日本には二万人~三万人の会員がいるとい

て悪質な内容のものが数多く発覚している。 一つは差別文書で、資料②を見ても明らかなように、 いるが、その内容は大きく二種類に分けることができる。 パケット通信によって流された差別情報は多数に及んで 極め

ととが判明している。 5版の用紙で二頁もの説明が加えられた新種のものもある 発覚している。とりわけ大阪のそれは一つの部落毎に、B で、これまでのところ大阪や和歌山の『部落地名総鑑』が もう一つは『部落地名総鑑』とも呼ぶことができるもの

件の延長線上に生じてきている問題である。 続発している差別落書、差別投書、差別電話などの差別事 とのパケット通信を使った差別事件は、近年、全国的に

は許しがたい差別表現を使用していることなどで共通点が というのは、「実行者」は姿を隠していること、さらに

文書を流布することができるという点で異なっており、 の差別落書や投書などよりも短時間の内に多くの人に差別 ただ、パケット通信を使った差別事件の方が、 とれまで

81 国際人権規約と部落差別の撤廃

資料① ブルーチップスタンプ社の差別選者マニュアル

人事管理上のポイント

ブルーチップの社員として不適性(経営活動を阻害する恐れのある)な者は、 絶対に採用しない。採用してからでは手遅れであり、予防すること。

- 同和者(部落出身者等)の取扱い
- 応募の問合せからすでに選考は始まっている。
- ③ 18歳未満の者(年少者)の採用
- ④ 採否決定時のチェック事項
- (1) 在職期間…………履歴書の確認
- 組合活動…………雅極的活動家か
- 思想傾向・政党活動………特定の思想、政治活動は
- 前職が倒産している場合……労働争議による倒産か
- 健康状態………診断書提出後に異常が判明したときは採用を 取消す

資料② バケット通信で送られている悪質な差別文書(1部)

Ф はなく 奴らは 奴らは てあつかわれてい 原爆実験場を 奴らの所には ッ まもそうである エ 殺しても タ 人間ではなく ٤ ニン つく 原発のような ブラク チ なまやさしいもの コ みんなカ で

1989年7月15日付で送信

っ張って

送電してもらえ

それもいやなら 原発が危険なもの

韓国につくり

日本までケー

ブ

ĺν

なら

部落に

つく

ればよい

部落民は

昔から

エタとか非人と呼ばれ

人間とし

差別そのものが目的となっており、 地名総鑑』差別事件の場合には、営利が目的なのでなく、 とがわかっている。 以来判明してきた『部落地名総鑑』差別事件は、全て、 みても重大な問題がある。 また、この事件は『部落地名総鑑』差別事件との対比で 探偵社が営利のために編集・発行・販売 けれどもパケット通信を使った『部落 なぜならば、 この点においてもより 一九七五年 していたと 護」と規定されている。 (a) もの は

信所・

深刻な問題といえよう。

禁止されていない。 布した場合」や「暴力で国家の転ぷくを呼びかけた場合」 法律によって禁止されているのは、 ど、この事件との関係では電波法が存在しているが、この 信差別事件を直接禁止する法律は存在していなところが、日本では、以上に紹介したような などに限定されていて、 今回発覚したような悪質な内容は 「わい せつな情報を流 なパ 6) ケッ ٠, なるほ ۲

を使用した差別通信が断続的に発見されている。 められていない。それのみならず、その後もパケッ .よる真剣な究明活動はなされておらず、 そのため、一九八九年五月にこの事件が発覚以降、 との事件との関連で 「自由権規約」 実行者もつきと を み 当局 通信 る

第一九条三項では「2の権利の行使には、特別の義務

及び責任を伴う。 法律によって定められ、次の目的のため必要とされる 一定の制限を課することができる。 したがって、 との権利の 行使に ただし、 その制限 ついて

他の者の権利又は信用の尊重

国の安全、公の秩序又は公衆の 健康若しくは道徳の保

止する」と定められている。 となる国民的、人種的又は宗教的僧 また、第二○条二項では、 「差別、 惠 敵意又は暴力の扇動 の唱道は、 法律で

じ、司法的に救済する道を拡大すること」を具体的方策と る結果となっている」と問題点を指摘し、 が被差別者に与える影響についての一般の認識も稀薄とな 法的規制が不十分であるため、 に出された「同対審」答申では、 人権規約を踏まえた国内法の整備を行うべきであろう。 深刻な部落差別事件の実態を直視したとき、 て求めていたことを紹介しておこう。 『差別』それ自体が重大な社会悪であるととを看過す 以上に紹介したこととの関係で、 差別から 保護する ための必要な 立法措置を講 『差別』の実態およびそれ 「『差別事象』に対する 一九六五年八月 「差別に対する 政 が府は国

有効な救済機関が未整備

てふれておとう。

| 次に差別に対する保護救済機関なり制度の問題点につい

措置の可能性を発展させること」と規定されている。によって決定されることを確保すること及び司法上の救済は立法上の機関又は国の法制で定める他の権限のある機関措置を求める者の権利が権限のある司法上、行政上若しく自由権規約第二条三項(6)では、この点について、「救済自由権規約第二条三項(6)では、この点について、「救済

がある。
けれども日本の現状を見たとき、この点に関しても問題

禁止する法律は存在していない。差別を受けたとしても、前に紹介したように、これを直接例えば部落差別にもとづく差別によって結婚差別や就職

には事後的な措置がとられるにすぎない。も必要だ。しかも、民事訴訟にもとづく損害賠償は基本的には弁護士の協力も求めなければならず、そのための経費出るまで少なくとも数年を要するという問題がある。さらととなるが、これまでの事例を見たとき、最終的な結論がととなるが、これまでの事例を見たとき、最終的な結論がとこで民事訴訟によって裁判所に損害賠償を請求するこ

その結果、差別を受けた人の中で、民事訴訟にまで持ち

む人は極めて少ないという実状がある。

指摘するような問題がある。護委員による人権擁護制度があるとされているが、以下にき委員による人権擁護制度があるとされているが、以下にそこで、政府報告書によれば法務省人権擁護局と人権擁

務省人権擁護局も含めて二○○名程度にすぎない。いるが、この中で人権問題を専門的に担当する職員は、法本には、全国に五○の法務局並びに地方法務局が存在して一つは、人数が限られているという点である。現在、日

という問題がある。 ま二に、法務省の職員として採用され、登記などの仕事をしては、法務省の職員として採用され、登記などの仕事をして採用され、登記などの仕事をしにがで、人事移動で人権擁護関係の職場がある。 具体的に学習し訓練された職員でないという問題がある。 具体的に学習し訓練された職員でないという問題がある。 具体的

第四の問題点としては、人権擁護関係職員の権限として

く有効な対応がなしえていないという問題がある。題がある。とのため、悪質な人権侵犯事件に対しては、全でも、説示・勧告といった注意処分しかできないという問は、任意調査しかできず、人権侵害が明らかになった場合

ているとは限らないという問題がある。といるとは限らないという問題がある。人権推護委員は、民間人の中から、人権問題について見識ある人を選ぶことになっているが実際は、名誉職化て見識ある人を選ぶことになっているが実際は、名誉職化て見識ある人を選ぶことになっているが実際は、名誉職化で見識ある人を選ぶことになっているが実際は、名誉職化で見識ある人を選ぶことになっているが実際は、名誉職化で見識ある人を選ぶことになっているが関題についてふれよう。人次に、人権推護委員制度の問題点についてふれよう。人次に、人権推護委員制度の問題がある。

日韓国・朝鮮人が排除されている、という問題がある。中年層が少ない、被差別者、とりわけ定住外国人である在の男性にかたよっており、女性が圧倒的に少ない、若年、第二の問題としては、人権擁護委員の大半が六○歳以上

活動ができないという問題がある。ティアであり、経済的な裏付けがなされておらず、十分な第三の問題点としては、人権擁護委員の活動は、ボラン

っていないという問題がある。 点でもふれたように、人権擁護委員も、全く強制権限を持また、第四の問題点としては、人権擁護関係職員の問題

の経験にも学び、早急に抜本的な改善がなされなければなお実態調査において、差別を受け た と き 「行政に相談し落実態調査において、差別を受け た と き 「行政に相談しお実態調査において、差別を受け た と き 「行政に相談しお実態調査において、差別を受け た と き 「行政に相談しめ」と回答した人の比率は、わずか一し二パーセントにすぎないという深刻な実態がある。 (3) 以上に紹介してきたような、差別に関する日本の法律やぎないという深刻な実態がある。 (3) の経験にも学び、早急に抜本的な改善がなされなければなの経験にも学び、早急に抜本的な改善がなされなければなの経験にも学び、早急に抜本的な改善がなされなければなの経験にも学び、早急に抜本的な改善がなされなければなの経験にも学び、早急に抜本的な改善がなされなければなの経験にも学び、早急に抜本的な改善がなされなければなの経験にも学び、早急に抜本的な改善がなされなければないという。

糾弾闘争に対する妨害

の妨害行為の問題点を指摘しておとう。て実施されている差別糾弾闘争に対する法務省人権擁護局最後に、部落解放同盟を中心とした民間運動団体によっ

数々の成果をあげ、発展させられてきている。 七〇年間に及ぶ部落解放運動の展開の中で差別糾弾闘争は三月三日の全国水平社創立以降である。それ以降今日まで闘争が本格的に展開されるようになったのは、一九二二年闘をが本格的に展開されるようになったのは、一九二二年

この差別糾弾闘争を理解するためには、少なくとも以下

の点の認識が必要だ。

本的には法律で禁止されていない。 ②けれども日本では、この点の理解が稀薄で、 ①差別は人を死にもおいやるほどの悪質な行為である。 差別は基

をとるしか道は残されていない。 とともに、差別を生み出す土壌の撤廃を求めるという行動 その関係者に対して差別の不当性を指摘し、反省を求める ③そこで、差別を受けた者が、差別をした者、 もしくは

尊重を求める国際人権規約や日本国憲法に合致する正当な 行為である。 ④従って、差別糾弾闘争は、 差別の撤廃と基本的人権の

具体的な主張の当否を判断するに先立ち、 事件に関連して大阪高裁が、一九八八年三月に、「そこで、 被差別者が法的手段に訴えることなく、糾弾ということで、 り、今日なお部落差別の実態には極めて深刻かつ重大なも れる一般的限界について考えてみるに、所論が述べるとお 解の説明と自己批判とを求めるという方法が、 自ら直接或いは集団による支援のもとに、差別者にその見 がたい。そのため、従来から、差別事象があった場合に、 くは救済の制度は、現行法上必ずしも十分であるとはいい のがあるにもかかわらず、差別事象に対する法的規制若し なお、差別糾弾闘争の正当性については、八鹿高校差別 糾弾行為の許さ かなり一般

> とを紹介しておとう。 帯有するととも許されるものと考える」と判断していると 的に実効あらしめる一種の自救行為として是認できる余地 的に行われてきたところである。この糾弾は、実定法上認 たい情念から発するものであるだけに、かなりの厳しさを があるし、また、それは、差別に対する人間として堪えが められた権利ではないが、憲法一四条の平等の原理を実質

行動をとるに到っている。 放同盟を中心とした民間運動団体によって実施されている ところが、法務省人権擁護局は一九八六年以降、 具体的な妨害 部落解

せた、なんら正当性を欠いたものである。ないところで出されたもので、民主主義の出発点を欠落さ が、この意見具申は、被差別部落の代表を全く委員に加え に出された地域改善対策協議会の意見具申である。 その際、唯一の根拠としているのが、一九八七年一二月 ととろ

5 を著しく侵害するもので、直ちに改められなければならな って、国際人権規約や日本国憲法によって保障された権利 糾弾闘争に対する妨害行為は明らかに国家権力の乱用であ それゆえに法務省人権擁護局によって行われている差別

政府当局が実施しなければならないことは、 差別糾弾闘

自ずから差別糾弾闘争も変化していくことは当然のことで て、このことが具体的に前進し、成果があがっていけば、 法律の制定、実効のある救済機関の創設なのである。そ 争に対する妨害ではなく、 差別を根絶するための抜本的な し

ŋ

迎えるが、それ以降の法のあり方をどうするの か に つ 現行の「地対財特法」は一九九二年三月末で期限切れを 各方面で活発な論議が展開されている。 67

基本的に評価できる内容となっている。 (*) 議する機関を設置する必要がある、などを指摘してお 意識調査を実施する必要がある、③今後の方向について審 続き法的措置が必要である、②改めて部落の実態と国民の 策協議会から意見具申が出された。それによれば、①引き その一環として、一九九一年一二月一一日の地域改善対 'n

ることも指摘されている点も評価できる点である。 教育や啓発に関する取り組みに重点を置いていく必要があ けれども九一年意見具申の中には部落差別の禁止にかか さらに今後、部落差別の実態の中で、特に仕事や産業、

> がある。 法や憲法の専門家が一人も加わっていなかったという問題 まとめた地域改善対策協議会(定数二〇名)には国際人権 は全くない。その理由の一つとしては、九一年意見具申を を踏まえた方向を考慮する必要があることの具体的な指摘 たこと、従って部落問題の解決に際しても、国際人権規約 あるものの日本が一九七九年六月に国際人権規約に批准し に、「国際的な人権意識の高揚」といった一般的な指摘は

のための委員の選任も求められている。 規約に合致した方向が打ち出される必要がある。 審議機関の設置が求められているが、その中で、 的な部落差別の実態を調査し、今後の方向を検討するため 幸い今回の意見具申では、先にも紹介したように、 また、 国際人権 全面

子どもの権利条約や人種差別撤廃条約の早期批准といっ 基本的な課題があることも指摘しておこう。 日の報酬、スト権、高等教育の漸進的無償化)の撤回、 いる)の批准、 規約が守られていない場合、個人からの申し立ても認めて さらに、①自由権規約に関する第一選択議定書(自由権 ②社会権規約における三項目の留保(公休

て掲載予定の論稿を参照されたい。 狭山差別裁判と自由権規約の関係については、 お

わっ

た指摘が全くなされていないという問題がある。

さら

注

(1) 日本政府の「自由権規約」に関する第一回報告書は一九八 ている。 月)、六四号(一九八八年一〇月)、そして本号に掲載され ついては、それぞれ『部落解放研究』二六号(一九八一年六 回報告書は一九九一年一二月に提出されている。その内容に 〇年一〇月、第二回報告書は一九八七年一二月、さらに第三

- (2) (2)本号八八頁。
- いう受け止め方が欠落してしまっていた。 まれるところとなったが、この政府答弁では「国の責務」と 降、一連の「特別措置法」が制定され同和対策事業に取り組 である」とされた。そして、これを受けて一九六九年七月以 和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題 のように一九六五年八月に出された「同対審」答申では「同 『部落解放研究』二九号(一九八二年三月)九五頁、周知
- 『部落解放研究』六四号(一九八八年一〇月)一三八頁。
- (5) 一九六九年七月に同和対策事業特別措置法が制定されて以 事業と名称変更を行った。 別措置法に引き継がれた段階で政府レベルでは地域改善対策 きた。ところが一九八二年四月より、同法が地域改善対策特 降、本格的に同和対策事業という用語が各方面で使用されて

対策事業」という表現を使っている。 けれども本稿では原則として、すでに定着している「同和

(6)たとえば総務庁長官官房地域改善対策室『地域改善対策特

- 央法規出版、一九八七年八月、四二四~四二五頁。 定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の解説』中
- (7)部落解放研究所『部落問題―資料と解説〈第二版〉』解放 出版社、一九八八年四月、一三四~一三五頁。
- (8)友永健三(人権ブックレット16『部落地名総鑑事件 教訓と課題』(一九八九年)
- (9) 北 孔介 委員会編『いのち 愛 人権 部落差別は、いま2』、一九九 ○年、東日本部落解放研究所紀要『解放研究』二号、 (一九八九年)、部落解放基本法制定要求国民運動中央実行 人権ブックレット15『放置された一〇〇〇部落』 一九八
- 『部落解放研究』六一号、一九八八年五月、七九~九二頁。
- (11) 例えば一九九〇年五月、大阪府が実施した実態調査によれ の実態 下の住宅となっている。部落解放研究所刊『おおさか ば、大阪の部落に建てられている公共住宅のおよそ一七パー セント(三〇六〇戸)が建設省の定めている最低居住水準以 一九九一年』、一九九一年七月を参照。 部落
- (12) 部落解放研究所編『図説 九九一年一〇月、七八頁。 今日の部落差別 第二版』、一
- (13) 同右、九〇頁。
- (4) 同右、五〇~六九頁。
- (15) 同右、七〇~七七頁。
- (16) たとえば前掲『おおさか く五七頁。 部落の実態 一九九一年』五一

(17)との点と関係して、「自由権規約」委員会が一般的な性格 を有する意見18別の9において、以下のような指摘を行って いることに注目する必要がある。

措置について通知されることを希望する。」(村上正直訳) 減少させ又は撤廃することを目的とした法規定及び行政上の うことを知ることを希望する。委員会は、そのような差別を れない何らかの事実上の差別問題が残存しているか否かとい 社会又は私人若しくは私的団体により実行されているかもし ることはもとよりのことではあるが、委員会は、公の当局、 報告する際、通常、個人の平等に関する自国の憲法の規定又 事国は、規約の第二条第一項、第三条及び第二六条に関して するような類の情報は、きわめてしばしば欠如している。 る情報は含まれているが、しかし、事実上の差別を明らかに 関連する立法上及び行政上の措置並びに裁判所の決定に関す は機会均等法の規定を引用する。このような情報が有益であ 「多くの当事国の報告書では、法上の差別に対する保護に

- 『社会啓発情報』二九号、一九八六年二月、六二~七二頁。
- 20 <u>19</u> 『ヒューマンライツ』三八号、一九九一年五月、四四~四 『部落解放』二九八号、一九八九年九月、一七~二二頁。
- (21) 阪本昌成 人権ブックレット26『プライバシーと身元調
- 査』参照。具体的には戸籍謄本がとられた場合、自動的に本 要な経費は戸籍謄本を請求した者に負担させればよい 人に通知がいくシステムを確立する方法がある。この為に必

- 政府報告書では全くふれていない。 なお、ことで紹介した戸籍謄本の問題については、第三回
- 頁、『部落解放』三〇八号、一九九〇年四月、一二~三七頁。 『ヒューマンライツ』一九号、一九八九年一〇月、四~九
- (3) 前掲『図説 今日の部落差別 第二版』一一八~一一九頁。 省人権擁護局や人権擁護委員だけでなく、地方自治体なども 含んだ、更に広い概念であることに注意する必要がある。 なお、この回答にある「行政に相談した」の行政とは、法務
- 員会がある。 あるし、カナダやイギリスなどには政府から独立した人権委 外国の例としては、例えば北欧には人権オンブズマン制度が 局が存在していることに根本的な疑問を投げかけている。諸 「同対審」答申においても、法務省の内局として人権擁護
- (25)詳しくは、和島岩吉 人権ブックレット14『差別事件と糾 弾権』(一九八九年六月)参照。
- (26)『ヒューマンライツ』創刊号、一九八八年四月
- (27)小森龍邦『慟哭する人権擁護行政―法務省「人権侵犯の差 別構造」』解放出版社、一九八八年一一月。
- (28) 部落解放同盟中央本部『「地対協」意見具申に抗議する』、 一九八七年一月。
- (29) 九一年「地対協」意見具申の内容と評価については月刊 れている。 『ヒューマンライツ』 1646(一九九二年一月)などに紹介さ